高知県中山間地域等創業支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域等創業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域等において、空き店舗を活用して出店する事業者を市町村等と連携して支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第３条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

 （１） 市町村等　市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。

（２） 商工団体等　商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまち

づくり事業の取組を進めるNPOをいう。

（３） 商店街等　次に掲げるものをいう。

　ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域（旧村を除く。）

　イ 相当数の小売商業が集積している地域

　ウ 都市機能が相当数集積している地域

　エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地

　オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）

(４)　中山間地域等　高知市（旧鏡村及び旧土佐山村を除く。）及び四万十市（旧西

 土佐村を除く。）を除く地域をいう。

 （５） 対象地域　中山間地域等のうち、商店街等以外の地域をいう。

（６） 空き店舗　次に掲げるものをいう。

　ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設であって、第９条の

規定による補助金の交付の申請時点において、３月以上使用されていない状態が

継続しているもの。ただし、出店者が行う事業が飲食業である場合は、活用する

空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であった場合に限る。

　イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市

町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の推薦書の

添付があるものを除く。

　ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、１階又は２階に位置す

る店舗。ただし、イの場合を除く。

（７） 出店者　新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等

を図る個人若しくは法人をいう。

（８） 昼間営業　12時から13時までを含む、10時から16時までの間の３時間以上

営業するものをいう。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中山間地域等の空き店舗を活用して、市町村長が地域に不可欠と認める小売業、飲食業又はサービス業を行う事業で、地域の商業機能の維持・発展に資する事業とする。

（補助事業者）

第５条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市町村等とする。

（事業実施主体）

第６条　事業実施主体は、次に掲げるものとする。

（１） 対象地域の空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの

イ 店舗所有者と事業実施主体とが、同居の親族、出資額50パーセントを超える

いわゆる親子会社等密接な関係にないもの

ウ 国税、県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないも

　の

エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している

もの

オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの

　　カ 出店計画の策定及び出店後において、市町村等、商工会、商工会議所等の支援

を受けるもの

（２） 前号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの

（補助対象業種）

第７条　補助対象業種は、小売業、飲食業又はサービス業であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

（１） 昼間営業をするものであること。

（２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第２条第１項各号に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊

営業に該当する事業を行うものでないこと。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第８条　補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第９条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第10条　知事は、前条第１項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（１） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項

において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この

項において同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以

下この項において同じ。）であるとき。

（２） 暴排条例第18条または第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３） その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい

い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し業

務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を

有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事そ

の他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団

員等であるとき。

（４） 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５） 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用して

いるとき。

（６） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金

銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に

暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８） 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している

と認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９） その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図

り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用

したとき。

（10） その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい

るとき。

２　知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第11条　補助事業の着手は、前条第１項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

（補助金の変更の申請）

第12条　補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第２号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１） 補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しよう

とする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の

配分を変更しようとする場合を除く。）

（２） 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知

事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

２　知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

３　知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第13条　補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第３号様式による（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助の条件）

第14条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出につ

いての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければな

らないこと。

（２） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の

目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（３） 補助事業により取得した規則第19条第１項に規定される財産については、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めら

れている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事

の承認を受けなければならないこと。

（４） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた

場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（５） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなけれ

ばならないこと。

（６） 補助事業の実施に当たっては、第10条第１項ただし書各号のいずれかに該

当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の

取扱いに準じて行わなければならないこと。

２　知事は、前項第３号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応

した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることが

できる。

３　補助事業者が第６条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合において

も、第１項各号及び第２項と同様の条件を付さなければならない。

（状況報告及び調査）

第15条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行

が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならな

い。

（補助事業の完了日）

第16条　補助事業の完了日は、当該年度の３月31日までとする。なお、補助事業

　の完了日より前に営業を開始することを妨げるものではない。

（実績報告等）

第17条　補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第４号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月10日までに提出しなければならない。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 市町村等の補助金交付決定通知の写し

（２） 市町村等の補助金検査調書の写し

（３） 事業実施の結果を確認することができる写真及び書類等

（４） 事業実施に係る経費の内訳が分かるものの写し

（５） 事業実施に係る経費の領収書の写し

（補助金額の確定）

第18条　知事は、前条第１項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第13条第１項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第19条　知事は、前条第１項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものする。

（補助金の交付の決定と取消し等）

第20条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（１） 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（２） 第10条第１項ただし書各号のいずれかに該当したとき。

（３） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（４） この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したと

き。

（５） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

２　知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

３　前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第18条第３項の規定を準用する。

（情報の開示）

第21条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第22条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第23条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

　１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（失効期限等）

２　この要綱は、令和５年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第14条、第15条、第20条及び第21条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第８条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 事業実施主体 | 補助対象経費※ | 補助率・補助限度額 |
| 市町村等 | 出店者又は商工団体等（第６条の要件を満たすもの） | 店舗改装費ア　内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。（建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。）イ　設備及び備品は原則として補助対象外とする。ただし、改装に密着不可欠なものはこの限りでない。ウ　空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。  | 【補助率】補助対象経費の４分の１以内【補助限度額】50万円／空き店舗1件当たり市町村等の要綱で定められた補助率が２分の１以上（県補助分を含む。）であり、かつ市町村等の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。 |

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。